

記録問題関係

平成22年9月30日
国年指2010-396
厚年指2010-328

災害等により被保険者記録が滅失した場合における
被保険者記録の回復基準（諸規定によらない定め）

宛先	本部		ブロック本部		事務センター			年金事務所						
	各部 (全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G	國年G	年給G	記録G	適用課	微収課	國年課	記録課	相談室
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	

本部関係部 事業企画部、記録問題対策部、記録管理部

目的・趣旨

災害等により被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録の回復について、厚生労働省年金局事業管理課から被保険者記録の回復基準が示されましたので、その取扱いについてお知らせするものです。

ポイント（内容）

- 厚生労働省年金局において、災害等により被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録の回復基準が定められ、「災害等により厚生年金保険及び国民年金の被保険者期間等に係る記録が滅失した場合における資格記録等の回復基準について」（平成22年9月30日付け年管管発0930第3号）（別添1）により機構へ通知されましたので、各年金事務所長におかれでは、担当職員への周知徹底をお願いいたします。
- 当該回復基準に基づき、国民年金については別添2により、厚生年金保険については別添3により、記録回復を行ってください。
- 本回復基準においては、他に参考となる証拠がない場合には最終的にはご本人の申出内容に基づき記録を回復することとされていますが、この取扱いは、災害等により記録が滅失した特定の地域・特定の時期に限定されます。不正な申出による給付を防ぐため、当分の間、本回復基準の適用に当たっては、あらかじめ「可否確認票」（別添2又は別添3の別紙2）を本部に送付してください。本部でも確認の上、ご連絡をいたします。
- なお、平成22年2月4日付け【経企指2010-14】により、過去に災害等により記録が滅失した事例としてご報告いただいたものは、「戦災、風水害等による記録消失・回復等の状況について」（別添2又は別添3の別紙1）のとおりです。※非公表のため取扱注意

照会先
(国民年金関係)
本部国民年金部適用収納企画指導G
(直通) [REDACTED]

(厚生年金関係)
本部厚生年金保険部適用収納企画指導G
(直通) [REDACTED]

[REDACTED]
審査担当チェック欄 ■

別添1)

平成22年9月30日

日本年金後悔理官事業(一)担当課別

宣牛
金勸業司事務官

書等により直生年金朱塗又の国民年金の被保険者期間に係る記録が

卷之三

災害等により厚生年金保険の被保険者期間等に係る記録が 滅失した場合における資格記録等の回復基準

1 目的

年金記録の確認を促進し、記録の回復を進めるため、年金事務所、事務センター（旧社会保険事務局、社会保険事務所を含む。以下「年金事務所等」という。）において保管していた厚生年金被保険者名簿等が火災、地震、風水害又は戦災等（以下「災害等」という。）によって滅失又は棄損したこと等により、年金の決定に必要な資格記録等の確認ができない場合における、厚生年金保険の資格取得年月日、資格喪失年月日、標準報酬月額及び被保険者種別（以下「被保険者期間等」という。）の回復基準について定める。

2 本基準の対象となる被保険者期間等に係る記録

- (1) 年金事務所等において保管する紙台帳が滅失若しくは毀損しているもの又は不鮮明であるもので、資格記録等を確認することができないもの
- (2) 複製された台帳等で記録事項が整備されていないと認められるもの（仮台帳、戦災で消滅した台帳等を含む）

3 回復基準

- (1) 以下のア及びイからオまでのいずれかに該当する場合は、被保険者であったことを推定する。
 - ア. 在職期間中、適用事業所であること（事業所名簿、厚生年金被保険者番号払出簿により確認すること。）
 - イ. 事業所保管の標準報酬の決定又は改定の確認通知書等により、当該事業所の被保険者であったことが確認できること（在職証明は、被保険者であったことが確認できないため不可とする。）
 - ウ. はじめて被保険者となった事業所における資格期間が不明確である場合、被保険者証又は厚生年金被保険者番号払出簿により、資格取得年月日及び台帳記号番号が確認できること
 - エ. 本人保管又は適用事業所保管の給与明細書等により、当該事業所の被保険者であったことが確認できること
 - オ. 年金事務所等に保管されている照会申出書等により、当該期間に被保険者であったことが確認できること
- (2) 被保険者期間等の回復については、年金事務所等に保管されている、事業所の適用年月日又は全喪年月日に係る保険者資料（以下「保」という。）と本人が申し出た年月日又は標準報酬月額（以下「本」という。）を比較し、次により判定する。ただし、資格取得年月日、資格喪失年月日又は標準報酬月額の回復に当たっては、同僚に係る記録等

が存在する場合には、それを勘案して総合的に判断することとする。

ア. 資格取得年月日

①新規適用年月日が旧台帳その他の台帳、適用事業所名簿により確認できる場合

(ア) (保) 新規適用年月日より(本)申出年月日が後である場合は、(本)申出年月日を資格取得年月日とする。

(イ) (保) 新規適用年月日より(本)申出年月日が前である場合は、(保)新規適用年月日を資格取得年月日とする。

②(保)新規適用年月日が不明な場合は、(本)申出年月日を資格取得年月日とする。

イ. 資格喪失年月日

①全喪年月日が旧台帳その他の台帳、適用事業所名簿により確認できる場合

(ア) (保) 全喪年月日より(本)申出年月日が後である場合は、(保)全喪年月日を資格喪失年月日とする。

(イ) (保) 全喪年月日より(本)申出年月日が前である場合は、(本)申出年月日を資格喪失年月日とする。

②年金事務所等の災害等により記録が滅失した場合

(ア) 災害等の年月日より(本)申出年月日が後である場合は、災害等の年月日を資格喪失年月日とする。

(イ) 災害等の年月日より(本)申出年月日が前である場合は、(本)申出年月日を資格喪失年月日とする。

(ウ) 災害等の年月日が不明の場合は、(本)申出年月日を資格喪失年月日とする。

③旧台帳その他の台帳が戦災で消滅した場合又は戦災で消滅した台帳記録について適用事業所からの資料等により複製されているものそれにより全喪年月日が確認できない場合は、(保)全喪年月日を昭和20年8月31日とし、以下のとおり取り扱う。

(ア) 昭和20年8月31日より(本)申出年月日が後である場合は、昭和20年8月31日を資格喪失年月日とする。

(イ) 昭和20年8月31日より(本)申出年月日が前である場合は、(本)申出年月日を資格喪失年月日とする。

④上記②又は③に該当せず、全喪年月日が不明な場合は、(本)申出年月日を資格喪失年月日とする。

ウ. 標準報酬月額

標準報酬月額を旧台帳その他の台帳により確認できない場合は、確認できる前後の月の標準報酬月額の合計を2で除した額を報酬月額として、標準報酬月額を認定する。

確認できる前後の期間の標準報酬月額がない場合は、(本)標準報酬月額を認定する(法令の範囲内の額に限る。)。

エ. 被保険者種別

年金事務所等に保管する資料により確認された最終種別をもって、以降の記録とする。確認されていない場合は、1種(男性)または2種(女性)とする。

災害等により国民年金の被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録の回復基準

1 目的

年金記録の確認を促進し、記録の回復を進めるため、年金事務所、事務センター（旧社会保険事務局、社会保険事務所を含む。以下「年金事務所等」という。）及び市区町村において保管していた国民年金手帳番号払出簿（特殊台帳を含む。）及び国民年金被保険者名簿（以下「名簿等」という。）のいずれもが火災、地震又は風水害等（以下「災害等」という。）によって滅失又は棄損したことにより、国民年金の資格取得年月日、資格喪失年月日、被保険者種別及び納付記録（以下「被保険者記録」という。）を確認できない場合における当該被保険者記録の回復基準について定める。

2 本基準の対象となる国民年金の被保険者記録

年金事務所等及び市区町村において保管する名簿等が滅失若しくは棄損しているもの又は不鮮明であるもので、被保険者記録を確認することができないもの。（年金事務所等又は市区町村のいずれかで被保険者記録が確認できる場合は、その内容に基づき記録を回復することとする。）

3 回復基準

(1) 資格記録（資格取得年月日、資格喪失年月日、被保険者種別）

- ① 資格記録については、以下に挙げる法令に定める要件に該当していたことを各種資料（本人が所持する年金手帳、戸籍謄本等）により確認した上でこれを特定する。
 - ・ 日本国に住所を有していたか
 - ・ 被用者年金制度の被保険者資格を有していたか
 - ・ 婚姻の事実があったか 等
- ② 各種資料が存在しない場合は、法令に定める資格要件に反しない限り、被保険者等の申出内容に基づいた資格記録とする。

(2) 納付記録

納付記録については、本人が保有する領収証書等の資料、年金事務所等及び市区町村において確認可能なあらゆる資料を基に総合的に判断することとし、各種資料が存在しない場合は、法令に定める要件に反しない限り、被保険者等の申出内容に基づき納付記録を回復する。

災害等により被保険者記録が滅失した場合における
被保険者記録の回復基準の具体的取扱い（国民年金）

年金記録の確認を促進し、記録の回復を進めるため、年金事務所、事務センター（旧社会保険事務局、社会保険事務所を含む。以下「年金事務所等」という。）及び市区町村において保管していた国民年金手帳番号払出簿（特殊台帳を含む。）及び国民年金被保険者名簿（以下「名簿等」という。）のいずれもが火災、地震又は風水害等（以下「災害等」という。）によって滅失又は棄損したことにより、国民年金の資格取得年月日、資格喪失年月日、被保険者種別及び納付記録（以下「被保険者記録」という。）を確認できない場合における被保険者記録の回復基準（以下「災害基準」という。）については、今般、厚生労働省年金局事業管理課から示されたところであるが、具体的取扱いについては、下記によることとする。

記

1. 対象となる事案

(1) 対象となる事案は、以下の①～④のすべてに該当するものであること。

- ① 国民年金の被保険者記録についての照会であること。
- ② 照会のあった被保険者記録について、年金事務所等及び市区町村において保管していた名簿等のいずれもが災害等によって滅失又は棄損したことにより、確認ができないこと。
- ③ 災害等の発生したときにその地域を管轄する年金事務所の管内に住所を有していたものと認められること。
- ④ 照会のあった被保険者記録が、災害等の発生年度以前のものであること。

(2) 災害等の発生時期及び発生地域等に関する事実確認は、別紙1「戦災、風水害等による記録消失・回復等の状況について」により行うこと。（別紙1は略）

2. 災害基準の適用

(1) 資格記録（資格取得年月日、資格喪失年月日、被保険者種別）

- ① 資格記録については、年齢が20歳以上60歳未満であること、日本国内に住所を有すること、被用者年金制度の被保険者資格を有していないこと、被用者年金制度の被保険者資格を有する者の配偶者でないこと等、法令に定める要件に該当していたことを申立人が所持する年金手帳、戸籍謄本及び戸籍の付票等の資料により事実確認した上でこれを特定すること。
- ② 事実確認を行うために必要な資料が存在しない場合は、法令に定める要件に反しない限り、本人の申出内容に基づいて資格記録を特定すること。

(2) 納付記録

納付記録については、申立人が保有する資料、年金事務所等及び市区町村において確認可能なあらゆる資料等を基に総合的に判断して回復すること。各種資料が存在しない場合には、法令に定める要件に反しない限り、本人の申出内容に基づいて納付記録を回復すること。

(3) 具体的な確認方法

災害基準により記録回復を行うことができる事案であるかの確認は、「災害等により被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録回復の可否確認票」(別紙2 以下「可否確認票」という。)を作成した上で行うこと。

3. 記録訂正事跡確認システムの入力

追って指示することとする。

4. 報告

各事務センターは、管内の年金事務所において災害基準により記録回復を行った場合は、毎月1日から月末までの間における記録回復件数等を取りまとめ、報告様式(別紙3)により翌月5日(休日に当たる場合はその翌日)までに本部宛メールで報告すること。(0件の場合は報告不要。)

なお、報告に当たっては、メールの件名を「〇〇(都道府県名)災害基準件数報告(〇年〇月分)とした上で、第三者委員会特殊メールアドレス [REDACTED] にて送付すること。

5. その他

年金事務所において災害基準により記録回復を行った事案については、第三者委員会への確認申立書とは別に、確認書類を保管すること。

災害等により被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録回復の可否確認票
(国民年金)

申立人氏名		生年月日		基礎年金番号	
住 所					
申立期間	年 月 日		～	年 月 日	

確認項目	チェック欄	はい	いいえ
1. 申立ての内容が、国民年金の被保険者記録（資格記録、納付記録）に関するものである。			
2. 申立てのあった被保険者記録について、年金事務所及び市区町村において保管していた名簿等のいずれもが災害等によって滅失又は棄損したことにより被保険者記録の確認ができない。			
3. 災害等の発生したときにその地域を管轄する年金事務所の管内に住所を有していたものと認められる。			
4. 申立てのあった被保険者記録が、災害等の発生年度以前のものである。			
5. 資格記録（資格取得年月日、資格喪失年月日、被保険者種別）に係る申立ての場合、その内容に妥当性がある。			
次の①又は②のいずれかに該当する。		該当	不該当
① (申立人が資料を所持している場合) 申立人が所持する資料により、法令に定める被保険者要件に該当することが認められる。			
② (申立人が資料を所持していない場合) 申立てのあった資格記録が法令に定める被保険者要件に反していない。			
6. 納付記録に係る申立ての場合、その内容に妥当性がある。			
次の①又は②のいずれかに該当する。		該当	不該当
① (確認可能な資料が存在する場合) 存在する資料等から総合的に判断して、申立ての内容に妥当性があると認められる。			
② (確認可能な資料が存在しない場合) 申立ての内容が法令に定める要件に反していない。(例 被保険者となり得ない期間の保険料納付に係る申立てではないこと等)			
年金事務所において申立期間の記録回復が可能である。 (確認事項がすべて「はい」に該当)			

※ 確認項目を確認し、チェック欄に「○」を記載すること。
なお、「いいえ」に該当した場合は、それ以降の確認は不要である。

確認者	〇〇年金事務所	所属	氏名
-----	---------	----	----

災害等により被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録の回復基準に該当した件数の報告書

《平成〇〇年〇〇月》

〇〇事務センター
担当者：)